

◎運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を削り、「に与える影響」を「をめぐる状況」に改め、「<u>当分の間の措置として</u>」を削る。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1  この法律は、令和八年四月一日から施行する。</p> <p>（検討）</p>	<p>運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中「軽油引取税の税率について特例が設けられていることが」を「<u>現下の</u>」に、「に与える影響」を「<u>をめぐる状況</u>」に改める。</p> <p>附則第二項を次のように改める。</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2  この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>附則に次の一項を加える。</p> <p>（経過措置）</p> <p>3  前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者については、第三条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この法律は、令和八年四月一日から施行する。</p>

<p>2  運輸事業の振興の助成に関する法律第二条第一項に規定する運輸事業振興助成交付金については、その増額が図られるよう、この法律の施行後一年を目途として、関係事業者の団体、関係労働者の団体その他の関係者の意見を踏まえて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。</p>	<p>[新設]</p>
---	-------------